○厚生労働省経済産業省環境省告示第六号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第十一条の規定に基づき次に名称を掲げる優先評価化学物質の指定を取り消したので、公示する。

平成二十六年十月一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久
経済産業大臣　小渕　優子
環境大臣　望月　義夫

通し番号	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第11条の規定に基づき指定を取り消した優先評価化学物質の名称	官報整理番号
61	ジニトロトルエン	(3)—446
63	2，4—ジ—*tert*—ペンチルフェノール	(3)—521
		(3)—526
72	4，4′—ジアミノジフェニルメタン（別名4，4′—メチレンジアニリン）	(4)—40
78	3，3′—ジクロロベンジジン	(4)—800
88	シクロヘキサン—1—エン—1，2—ジカルボキシイミドメチル＝（1*RS*）—*cis*—*trans*—2，2—ジメチル—3—（2—メチルプロパ—1—エニル）シクロプロパンカルボキシラート（別名テトラメトリン）	(9)—839

○国土交通省告示第九百二十九号

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第四条の二第二項、第二十七条の二、第五十七条第一号、第三号及び第六号並びに第百四十八条第三項の規定に基づき、乗船履歴に係る職務の内容の記録に関する告示等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年十月一日

国土交通大臣　太田　昭宏

乗船履歴に係る職務の内容の記録に関する告示等の一部を改正する告示

（乗船履歴に係る職務の内容の記録に関する告示の一部改正）

第一条　乗船履歴に係る職務の内容の記録に関する告示（平成十一年運輸省告示第六十七号）の一部を次のように改正する。

第一項の表第二号中「ニ　電気工学、電子工学及び電気設備」の下に「（六級海技士（機関）にあっては、電気工学及び電気設備）」を加える。

（ＯＣＲに用いる申請書の記載方法に関する告示の一部改正）

第二条　ＯＣＲに用いる申請書の記載方法に関する告示（平成十五年国土交通省告示第六百六十号）の一部を次のように改正する。

別表第6機関の項を次のように改める。

機	
種	級
一　三級海技士（機関）第一種養成施設 内燃機関三級海技士（機関）第一種養成施設 内燃機関四級海技士（機関）第一種養成施設 内燃機関五級海技士（機関）第一種養成施設 内燃機関六級海技士（機関）第一種養成施設 機関当直三級海技士（機関）第一種養成施設	三級 三級内 四級内 五級内 六級内 三級当
二　三級海技士（機関）第二種養成施設 四級海技士（機関）第二種養成施設 五級海技士（機関）第二種養成施設	三級 四級 五級
内燃機関三級海技士（機関）第二種養成施設 内燃機関四級海技士（機関）第二種養成施設 内燃機関五級海技士（機関）第二種養成施設 機関当直三級海技士（機関）第二種養成施設	三級内 四級内 五級内 三級当

（登録船舶職員養成施設の教育の内容の基準等を定める告示の一部改正）

第三条　登録船舶職員養成施設の教育の内容の基準等を定める告示（平成十六年国土交通省告示第百六十六号）の一部を次のように改める。

別表第一第十四号の二の次に次の一号を加える。

十四の三　内燃機関六級海技士（機関）第一種養成施設	四・五月以上	高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又はこれと同等と認められた者であること。

別表第二第一号に次のように加える。

(7)　内燃機関六級海技士（機関）第一種養成施設の場合

必要履修科目	履修方法	単位数
1　機関に関する科目	講義、演習、実験又は実習	十単位以上
一　その一		
イ　出力装置		
ロ　プロペラ装置		
二　その二		
イ　補機		
ロ　電気工学及び電気設備		
ハ　自動制御装置		
ニ　甲板機械		
ホ　燃料及び潤滑剤の特性		
ヘ　機関に関する基礎的な知識		
2　執務一般に関する科目	講義、演習、実験又は実習	二単位以上
一　当直、保安及び機関一般		
二　船舶による環境の汚染の防止		
三　損傷制御		
四　船内作業の安全		
五　海事法令		
計		十二単位以上

備考

1　教育時間について単位制を用いない船舶職員養成施設にあっては、三十五単位時間を一単位とみなす。

2　乗船履歴として認められる期間内の課程において履修するものを除く。

3　海技免許講習において履修するものを除く。

別表第三中「、第十四号の二、第十八号から第二十一号まで及び第二十二号」を「から第十四号の三まで及び第十八号から第二十二号まで」に改める。